

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第9号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年新潟市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を、その者に支給すべき給与の額から減額して給与を支給する。

(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）

(2) 修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が指定する教育施設における修学のため、当該修学に必要なと認められる期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(3) 高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（新潟市職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟市条例第5号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

(4) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、

要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で管理者が指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

(5) 介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。